

# 市民参加手続の実施状況をお知らせします

◎市民協働課 ☎39-2311

## 平成30年度に市民参加手続を実施した事業

	市の仕事の内容	審議会・その他手続	意見数	
計画・方針づくり	富良野市第二期国保保険事業実施計画(データヘルス計画)について		0件	
	富良野都市計画の変更	都市計画審議会(3回)	—	
	第3次富良野市農業及び農村基本計画の策定	農政審議会(4回)	0件	
	第2次富良野地区定住自立圏共生ビジョン(案)について	定住自立圏共生ビジョン懇談会(2回)	0件	
	富良野市景観計画(案)の策定	景観計画策定委員会(2回)	—	
	FURANO VISION 2030(第2次富良野市観光振興計画)の策定		1件	
条例・規則	第2次富良野市男女共同参画推進計画の策定	男女共同参画推進委員会(2回)	—	
	富良野市自殺対策計画の策定		0件	
	富良野市森林整備計画(案)について	縦覧	—	
	富良野市国民健康保険税率等の改正		0件	
	富良野市情報共有と市民参加のルール条例の一部改正	市民参加制度調査審議会(1回)	—	
	富良野市墓地使用条例の全部改正		0件	
	富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正		0件	
	施設	新庁舎建設基本計画の策定	新庁舎建設検討委員会(5回)	—

## 令和元年度に市民参加手続を予定している事業

	市の仕事の内容	仕事の概要	審議会	パブコメ	担当課
計画・方針づくり	第2次富良野市男女共同参画推進計画の策定	第2次推進計画の策定	—	実施済 3/28~4/16	市民協働課
	富良野市地域防災計画の修正	地域防災計画の見直し	—	実施済 4/11~5/8	総務課
	富良野市農業振興地域整備計画の総合見直し	農業振興地域整備に関する調査と計画の見直し	意見交換会 6月~8月	2月	農林課
	富良野市景観計画(案)の策定	景観法にもとづく計画を策定する	審議会 6月~2月 市民説明会 8月	12月	企画振興課
	都市再生整備計画の策定	富良野文教地区の整備計画を策定する	審議会 10月	8月	財政課
	第2期子ども・子育て支援事業計画の策定	次期計画の策定	審議会 10月	11月	こども未来課
条例・規則	富良野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正	法律の一部改正にともなう条例改正	—	実施済 3/28~4/16	福祉課
	富良野市情報共有と市民参加のルール条例の一部改正	現在の市民参加手続の見直し	—	実施済 3/28~4/16	市民協働課
	富良野市水道事業給水条例の改正	指定事業者更新制度の改正 消費税率改正による料金改正	審議会 7月	—	上下水道課
	富良野市簡易水道事業給水条例及び富良野市公共下水道に関する条例の改正	消費税率改正による料金改正	審議会 7月	—	上下水道課
	富良野市宿泊税条例の制定	観光振興の財源として宿泊税のしくみについて検討する	アンケート調査 7月~8月 審議会 7月~10月	—	商工観光課
	富良野市宿泊税条例の制定	観光振興の財源として宿泊税の条例を制定	—	11月	税務課
施設	富良野市企業振興促進条例の改正	補助制度の見直しにともなう改正	審議会 7月~10月 市民説明会 4/9~4/18 全5回	11月	商工観光課
	新庁舎建設基本計画の策定	新庁舎建設の基本的な整備方針を策定	—	実施済 4/1~4/22	財政課
	新庁舎建設基本設計の作成	新庁舎施設整備の具体的な設計	市民説明会 8月	8月	財政課
その他	避難勧告等の判断・伝達マニュアル(全面改訂)について	内閣府策定のガイドライン改訂による全面改訂	—	実施済 4/11~5/8	総務課

**意見①**  
富良野市は観光先進地で、多くの観光客が訪れている。最近では街中でペット連れの観光客を見ることが多いが、災害避難勧告の場合どうするか。観光都市としてのマニュアルが必要だと思う。最近ではペットと泊まれる、遊べるなどを宣伝している施設も全体的に増えている。富良野でも考えられる。しかし、市民が飼っているペットも国や北海道の指針を丸写しした様な内容で、周知されていないのでは。更に観光都市として、パンフレットや富良野アピールの宣伝で、この問題についてはどう考えている。もしくは同伴は構わないが対策については何も考えていないなどが必要だと思ふ。ある程度の指針を作っておくと飼い主、行政、業者それぞれの義務や権利についても周知できると思ふ。国や北海道でも近

**意見②**  
数年前、南富良野町幾寅、葦合地域の洪水被害の際、情報伝達が衛星電話以外全く不通となったと聞いている。

このほか、「富良野市地域防災計画の修正案」については、意見の提出がありませんでした。

## パブリックコメント実施結果 避難勧告等の判断・伝達マニュアル全面改訂について

4月11日から5月8日まで意見を募集し、2件(1人)の意見をいただきました。寄せられた主な意見と市の考え方をお知らせします。

◎総務課 ☎39-2300

**市の考え方**  
市では現在、「避難所運営マニュアル」でペットの避難及び飼育のルールについて定めており、市ホームページから閲覧できます。その中で避難所の居住スペース部分には、原則としてペットの同伴は禁止しています。これは、共同生活を行う場所では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しやすいことや、アレルギーの発症のおそれがあるためです。ペットの飼育スペースについては、避難所敷地内に専用スペースを設けることとし、飼い主のみならずには、日ごろから同行避難に備え、吠えたり、他の人の迷惑にならないよううなしつけをお願いしたいと考えております。また、ご指摘のとおり、災害時におけるペットの対応については、近年、環境省でも、飼い主の責務のほか、民間団体、自治体間の連携の体制整備など、新たなガイドラインが示されています。

**市の考え方**  
災害発生時における情報伝達手段の多重化は、重要課題と認識しています。本市では、現在、災害発生時には、広報車、安心・安全メール(登録制メール)、緊急速報メール、「コミュニティFM」TVのデータ放送、町内会長などへの電話連絡、市ホームページ、Eメールなどにより、災害情報を発信しています。また、昨年度はヤフー株式会社と協定を締結し、防災速報アプリ登録者にはプッシュ型で情報配信できるようにしたほか今年度は、FMラジオを市内全域で聞こえるようにするための拡張工事を行います。ご提案のありましたアマチュア無線の活用については、現在、富良野市無線赤十字奉仕団と災害時における非常通信業務に関する協定を締結していますので、必要時には要請します。今後も、更なる情報伝達手段の構築に努めることとし、さまざまな手法を検討してまいります。

## 市民の声

### 意見

一年の大半を市で管理する空知川寄りの駐車場に駐車している車両がある。特に冬季は駐車場の除排雪の妨げになっているとも聞いている。更に市民共有の施設が特定の者の独占の場となっているとすれば問題である。市の担当部署はこうした車両の存在を知っているとも聞いている。そしてこうした車両の存在を長い期間許していることは管理部門の怠慢ではないのか。

### 回答

ご意見をいただきました。空知川寄りの「駐車場」は、主に市庁舎に勤務する職員が通勤のために利用する車両の駐車場、公共施設に付随している駐車場と同様に市の行政財産として管理をしています。行政財産は、市が公共用に供する財産であり、主に公共目的のための使用に制限されています。ご意見のありました車両は、所有者を特定し、直ちに目的外使用(施設利用者以外の駐車)については是正しました。今後も、同様に長期にわたって目的外使用をしている車両は、適宜対応してまいります。

◎総務課 ☎39-2300